

○財務省告示第三百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第二項及び第二四項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

平成二十七年十二月一日

財務大臣 麻生 太郎